

2021年（令和3年）4月15日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働副大臣 山本 博司 様、三原 じゅん子 様
厚生労働大臣政務官 大隈 和英 様、こやり 隆史 様
厚生労働省保険局医療課 課長 井内 努 様
厚生労働省保険局医療課 課長補佐 各位

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

**診療報酬請求明細書を手書きで作成している医療機関のために
「医科外来等感染症対策実施加算」等、新型コロナウイルス感染症対策に
係る臨時的取扱いの診療報酬点数の「略号」を早急に示してください**

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,300人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、2021年4月から、初・再診料、初・再診料を包括する医学管理・在宅医療の点数等において「医科外来等感染症対策実施加算」5点等、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的取扱いとしての診療報酬点数が設定されています。

また昨年12月15日には「乳幼児感染予防策加算」100点も新設されているところです。

一方、これらの点数については「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日付保険発第82号通知、最終改正：令和2年・保医発0327第1号通知）の別表Ⅱ「診療行為名称等の略号一覧」において略号が示されていないため、点数名が長いこともあって、紙レセプトを手書きで作成して請求を行う医療機関に戸惑いが広がっています。

紙レセプトを手書きで作成して請求する方法は、ご高齢の保険医の医療機関だけでされているわけではありません。昨今日本列島を襲う自然災害や大規模火災等で被害を受けた医療機関が、レセプト作成コンピューターの破損等により紙レセプトで手書き請求する可能性もあります。

以上を踏まえ、早急に下記の対応を実施していただきますよう、ご懇情を賜りたく、お願い申し上げます。

記

1. 2021年4月に導入された「医科外来等感染症対策実施加算」「入院感染症対策実施加算」について、診療報酬請求明細書作成に係る「診療行為名称等の略号」を早急に示すこと。
2. 上記「1.」が示せない場合、都道府県医師会等が作成・販売している紙レセプトにおいて、初・再診料の固定点数を訂正して5点等を加えて請求する方法を公的に認めること。
3. 2020年12月15日に導入された「乳幼児感染予防策加算」について、「略号」を早急に示すこと。